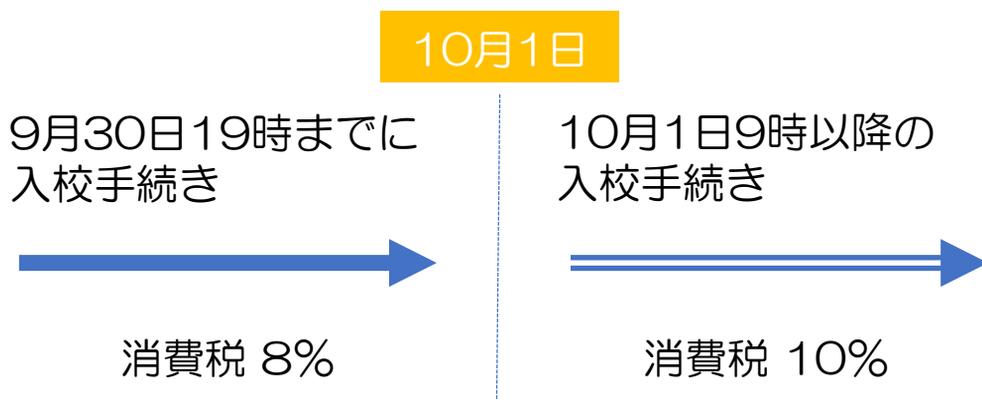


消費税率の変更に関する当校の対応について

令和元年10月より消費税が10%となります。

当校では**9月30日19時までにご入校手続きを行った方は消費税8%**とさせていただきます。



※ 消費税率の変更日をまたぐ場合の教習料金に関しましては、直接お電話にてお問い合わせください。

ご入校をお考えの方は、9月中の入校がおすすめです。お早めにお手続きをお願いします。

令和1年9月1日

埼玉とだ自動車学校